

議第 19 号

財産の譲与について

次のとおり財産を譲与することについて、議会の議決を求める。

1 譲与する財産

【建物】

所在地	建物名称	構造	延べ床面積
下呂市小坂町赤沼田602番地	赤沼田消防機庫	鉄骨造平屋建て	21.6㎡

2 譲与する相手方

下呂市小坂町赤沼田 605 番地 1

赤沼田区（認可地縁団体）

代表者 中村 広文

3 譲与する理由

下呂市消防団小坂方面隊第2分団第1部（長瀬・赤沼田）消防詰所の竣工に伴い、既存消防機庫の廃止が決定したが、上記団体より地元防災施設として使用したい旨の要望があり譲与するもの。

令和5年2月24日提出

下呂市長 山内 登

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるもの。

